

長野県地方税滞納整理機構の執務時間を定める規則

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構規則第1号

長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）の執務時間は、長野県地方税滞納整理機構の休日を定める条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第1号）第2条第1項に規定する広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。